

## ⇨ 厚生年金保険料の料率アップ

**Q** : 私はサラリーマンです。今月の給料明細を見ると、厚生年金保険料が先月と比べて少し上がっているようなのですが、どうしてでしょうか？

**A** : 9月分の保険料から、料率が0.354%引き上げられているからです。

### 【解説】

まず、厚生年金保険料額の算出の基礎である「標準報酬月額」ですが、これは、毎年7月1日現在の被保険者全員について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降1年間の標準報酬月額を決定することになっています。この決定を定時決定といいます。

標準報酬月額に保険料率を乗じて保険料を計算することになりますが、平成16年の年金制度改正により、厚生年金保険の保険料率については、平成29年まで毎年0.354%（坑内員・船員については0.248%）ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%に固定されることになっています。したがって、一般の被保険者の場合、平成18年8月まで14.288%だった料率が、9月からは14.642%に引き上げられているわけです。

ちなみに、自営業者や学生が加入する国民年金保険料も平成17年4月より毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年4月以降は16,900円で固定されることになっています。ただし、国民年金の保険料は賃金の伸び率に応じて変わりますので、引上額は280円より大きくなる場合があります。

